

## 令和3年度 障害者差別解消法受付台帳(12件)

| No. | 受付日       | 相談者             | 相手方(事業者など) | 相談内容   | 対応内容   |
|-----|-----------|-----------------|------------|--|--|
| 1   | R3. 4. 6  | 身体障害者(家族)       | 民間事業者      | 父は目の障害があり、母は右半身不随のため車イスを使用。スーパーでレジを利用する際、一人の店員の接客態度が悪くストレスを感じている。近づくところからさまざまに嫌な顔を見せる。他の店員は重たい品物を袋に詰めて母の膝に置いてくれたりなど配慮してくれるが、その店員は全くなく、嫌な顔をするだけである。レジ袋を貰おうとするも、必要かどうかはすでに聞いたはずだと言われてしまう。余りに対応が悪いため、名前を聞こうとするも、レシートに書いてあるためそれを見れば良いと言われてしまう。障害の都合上、自宅から離れた店舗へ行くこともできず、精神的なストレスが積み重なっている状況であり、その店員がお店からいなくなってほしいと感じているくらいである。 | 事業者へ連絡したところ、店舗にあるカメラで該当職員の接客態度を見て、改善すべきところを確認したうえで、本人に直接指導すること。相談者へ事業者の回答を報告するとともに、その店員がお店からいなくなしてほしいという本音について、区としては指導できる立場ではないため、店舗としての判断となると伝える。区から直接店舗に連絡が入ったことによって、何かしらの改善があればということでも最終的には納得を得られた。   |
| 2   | R3. 4. 22 | 聴覚障害者           | 一般人        | 芸能人のファン同士のやり取りの中で差別的な発言(可哀そうアピール、耳が聞こえないことを全面に挙げている、わがまま、など)を受けた。2年前のことだが、何も知らない障害者に被害がいかないよう、メールをした。この内容は東京都障害者施策推進部計画課にも送付したが返信がなく、江東区の飲食店内のトラブルであったため、江東区にメールした。  | 個人間のトラブルであり、江東区の店内でおきたことではあるが、店に合理的配慮など対応できるところがないことから、その旨をメールで回答し、終了。   |
| 3   | R3. 5. 18 | 身体障害者(筋ジストロフィー) | 民間事業者      | スーパー入口のタイルが雨に濡れると滑り危険なため、令和2年10月にマットを敷くよう要望したが断られた。お客様相談室へ要望を続けたところ、令和3年5月にマットが敷設されたが、大きさが不足しており危険なままとなっている。大きさなどについて当事者にヒアリングせず、決めてしまうのはどうか。お客様相談室が対応するのではなく、店長から当事者に提案してほしい。   | 事業者(管理部門)へ連絡したところ、大きさについては、齟齬があったとのこと。マットは水をふき取るためのもので、外に置くことで水を含んでしまうため、今後マット以外の方法(滑り止め加工)を検討しており、物件所有者と調整を行うとの回答を得た。その後、物件所有者の了承が得られたため、社内の手続きを進めるとの連絡を受け、区からは施工に入る前に、方向性について直接相談者とやり取りをし、意見を聞きながら進めることと、随時進捗について区に連絡するよう依頼を行った。その後、相談者より経過について確認を受け、マットではなく滑り止めを施工する方向で調整している旨を説明したところ、相談者はマットを希望しており、決める前に相談者と協議すべきとのことであったため、その旨を伝えると回答。区から改めて事業者側へ、方向性を決定する前に相談者へ連絡し、滑り止めとする理由を丁寧に説明するよう依頼。その後、事業者より、相談者と2回電話で対応し、滑り止め塗料を塗ることを提案したが、相談者はマットについて譲らないとのことで、事業者から相談者へ社として検討し回答する旨伝えたとの報告を受けた。事業者からは、再度塗料を塗ると提案する予定。 |

| No. | 受付日       | 相談者       | 相手方(事業者など) | 相談内容   | 対応内容   |
|-----|-----------|-----------|------------|--|--|
| 4   | R3. 5. 28 | 当事者（障害不明） | 民間事業者      | 過去に就業先にて、当時の上司から「障害者は来るな」などと差別発言をされ、それが苦痛で退職した。都条例に違反していると思うが、元勤務先に対してその旨を伝えてくれそうなどころはどこか教えてほしい。   | 都条例に関する相談先として東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 権利擁護担当（03-5320-4559）をご案内した。   |
| 5   | R3. 6. 28 | 身体障害者     | 民間事業者      | 膀胱全摘手術を受け、ストーマ装具をつけているのだが、今年1月に新型コロナウイルスに感染した際に、ホテル療養を拒否されてしまった。（保健所経由で、ホテルのコーディネーターから回答が来た。）使用しているのは泌尿器系のストーマ装具であり、大便などのように匂いの心配もない。本件を通じ、身体障害者についてもっと区民に理解してほしいと思った。 | 本件についての具体的な改善については求められず、気持ちを伝えなかったという趣旨の話であったため、聞き取りにて終了。  |
| 6   | R3. 7. 12 | 当事者（障害不明） | 民間事業者      | 過去に通所していた施設にて、当時の職員の発言が差別的で傷ついた。犬に対するように「お座りしている」と言ったり、丸刈りの人に対し「マルコメ君」と呼んでいた。一般企業に就労していた時はそのようなことはなかった。  | 既に通所していないとのことだったが、事業所に伝える旨説明し、終了。  |
| 7   | R3. 8. 13 | 知的障害者     | 公益社団法人     | 都障害者スポーツセンター（北区十条台）のグラウンドで4年前にウォーキングをしていた。リニューアルオープン後、何回か予約をしようとしたが、抽選で落選した。ウェアなどは持たずに手ぶらで行って職員の女性と話しをした。  | コロナ禍であることと、業務の範囲外であることから、センターとして対応することは難しい可能性があることを説明したところ、区から先方へ今回の内容を伝えてほしいとのことであったため、東京都障害者総合スポーツセンターへ連絡し、相談者の要望を伝えた。その結果、センター側より、コロナ禍であり、利用者以外では対応は難しいとの回答を得た。相談者の希望は、区から先方へ連絡し、今回の件と想いを伝えてほしいとのことと、その後の連絡などは必要ないとのことであったため、以上で対応終了。 |

| No. | 受付日        | 相談者   | 相手方(事業者など) | 相談内容   | 対応内容   |
|-----|------------|-------|------------|--|--|
| 8   | R3. 9. 15  | 身体障害者 | 事業者        | 勤務先である、バス事業所の庶務担当者より、「通勤手段」について差別と思われる対応を受けている。具体的には、事業所の駐車(輪)場が利用できなくなってしまう、原動機付自転車での通勤を断られているとのこと。先方自身肢体不自由であり、杖をつき補装具を装着した状態だと健常者の半分程度の力しか出せないため、満員電車や自転車での通勤は望んでいない。前提として、駐車(輪)場については、バス乗務員のみ利用が許されており、先方含め事務員は利用できない社内ルールではあるものの、障害者への配慮として差別的な対応だと感じるがどう思うか。 | 客観的な回答には、事業所側にも事実確認が必要になる場合があると説明したうえで、過重な負担でない限り事業所が合理的配慮に向けて努力する義務があると、法律の趣旨を伝えた。<br>相談者としては、翌出勤日に勤務先の担当者ともう一度対話をして、真意を聞き、建設的な雰囲気になれば問題ないと考えており、その際の反応によっては先方もしくは勤務先の担当者より区への相談や報告を再度行う可能性があるということで、現時点では区としての働きかけは一旦不要とのこと終了。 |
| 9   | R3. 12. 10 | 身体障害者 | 行政機関       | 障害者支援課窓口にて、ウロストーマの管を覆うガーゼが補助対象外(指定の13品目以外は補助できない)と言われたことについて、合理的配慮に反する可能性はないか。ガーゼもウロストーマの使用に無くてはならないものであり、基準額を超過する訳ではないため、補助を認めてほしい。<br>※ガーゼは専用のものではなく汎用的な商品とのこと   | 職員個人の判断ではなく、議会の議決を経た予算や法令のもとで決まった制度で、その制度において認められている装具であるか、金額はどうかなどを聞き取りながら、制度の範囲で要望に応えられるように窓口で対応しており、そうした観点から差別的取り扱いには当たらないと回答し終了。   |
| 10  | R3. 12. 23 | 知的障害者 | 民間事業者      | 定期的に通院し、薬局より薬(カロナール)をもらっているが、薬の袋の記載が難しく(疼痛)、理解できなかった。コミュニケーションをとるのが難しいため、母が薬を受け取っている。わかるように記載してほしい。  | 当該の薬局へ電話し、難しい文言については、わかりやすい言葉に変えてもらうよう対応を依頼し、了承。   |

| No. | 受付日        | 相談者          | 相手方(事業者など) | 相談内容   | 対応内容   |
|-----|------------|--------------|------------|--|--|
| 11  | R3. 12. 24 | 精神障害者(統合失調症) | 行政機関       | <p>区の職員が事実をねじ曲げたことにより母と長期間引き離されることとなった。区長への手紙を書いたが、職員のひどい対応を認めず、うまく丸め込むような回答で納得がいかない。今年7月、母と親子喧嘩になった際、母が興奮して警察に行ったが、その後警察が権利擁護係の職員に母を引き渡した。暴力はなかったが区職員は私と母を引き離し、母と話をしたいと言っても聞き入れなかった。また、当該職員は母に対し「娘は帰ってくるなど言っている、統合失調症という怖い病気だから帰らない方がいい」と言い続け、昔から知能の弱い母は利用され信じてしまった。一方、職員は私に対して「母は施設が気に入っている、帰りたいがっていない」と言っていたため、8月に母と面会できた時、お互いに当該職員からの話が自分たちの思っていたこととは違ったため、2人とも混乱した。その後、9月には当該職員と警察が自宅のドアチェーンを切つて自宅に入ってきた。そのようなことをされたら冷静でいられないにも関わらず、私の発言を当該職員は幻聴などと言って、精神疾患を理由に話を作り上げられた。幻聴ではないのに、精神疾患を理由にこちらの話は全く聞かないのは障害者差別であり、人権侵害である。こうした一方的な職員の職権乱用をやめさせてほしい。退院し、今は母と生活できているが、母から話を聞いたところ、親子喧嘩の3日後あたりに母は家に帰りたかったのだという。1～2日の保護ならわかるが、母や私の気持ちを尊重せず、事実をねじ曲げて母と私に伝えた結果、5ヶ月に渡って精神的苦痛を味わい続けている。母も私も一緒に暮らしたいと思っているのに、退院前、当該職員は母に対して4時間かけて私をグループホームに預けるよう説得したらしい。当該職員の対応は障害者差別であり統合失調症に対する偏見によるものであることを、記録として残してほしい。区長への手紙では丸め込まれて終わるだけなので、こうした事実があったということを地域ケア推進課に伝えてほしい。</p> | <p>お伺いした内容を障害者差別の相談記録として残したうえで、地域ケア推進課にも情報提供を行うと伝えたとこ、ご納得いただいた。</p>            |
| 12  | R3. 12. 27 | 精神障害者(統合失調症) | 民間事業者行政機関  | <p>精神科病棟に入院させられた際の差別と考えられる内容を聞いてほしい。7月に母が私との喧嘩で怪我をし、警察に相談に行った内容について、地域ケア推進課権利擁護係の職員が高齢者虐待と決めつけ、9月に精神科病棟に入院させられた。7月の件であれば、すぐに対応するべきだが、2か月後の9月に(もう終わった話なのに)強制入院させられるのは納得がいかない。4か月入院し、最近退院したばかりだが、その4か月間、私は拘束され、病院の職員は私の話を何も聞いてくれなかった。話をしようとする、「興奮状態のため、話できません。」と一方的に遮られてしまった。精神疾患＝病気だと決めつけ、人の話を何も聞いてくれないのは障害者差別である。拘束されたことや話を聞いてくれなかったことについて、裁判を起こそうと弁護士に相談したが、「精神疾患と診断を受けているため、法的に何もできることはない。」と言われた。精神科病棟の他にも、保健相談所では私のIQが低いため、赤ちゃん言葉で話されたり、ピアカウンセリングの仕事をしたいと言っても、「あなたにはできません。」と決めつけられ、とても嫌な思いをしている。</p>  | <p>精神科病棟の実態を聞いてほしい、相談者のように嫌な思いをしている精神障害者がいることを知ってほしいという主訴であったため、話を聞いて終了した。</p> |

## 指定特定相談支援事業について

### 1 指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移

|              | H28.3  | H29.3  | H30.3  | H31.3  | R2.3   | R3.3   | R3.12  |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所数         | 29     | 30     | 29     | 28     | 29     | 30     | 30     |
| <内障害児相談事業所数> | 14     | 15     | 15     | 13     | 14     | 13     | 14     |
| 相談支援専門員数     | 53(30) | 54(33) | 54(33) | 54(32) | 48(30) | 53(31) | 52(32) |
| <内障害児相談員数>   | －      | －      | －      | 24(14) | 18(13) | 19(14) | 19(16) |

障害児相談支援事業所数及び障害児相談員数は上段の内数、( )内は兼務職員の数

### 2 計画相談実績の推移

|             |                 | H28.3 | H29.3 | H30.3 | H31.3 | R2.3  | R3.3  | R3.12 |
|-------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障<br>害<br>者 | 受給者数            | 2,753 | 2,900 | 2,981 | 3,113 | 3,217 | 3,275 | 3,327 |
|             | 計画作成済数          | 2,445 | 2,802 | 2,981 | 3,113 | 3,217 | 3,275 | 3,327 |
|             | セルフプラン          | 807   | 500   | 994   | 984   | 1,001 | 1,084 | 1,022 |
|             | セルフプラン率 (%)     | 33.0  | 17.8  | 33.3  | 31.6  | 31.1  | 33.1  | 30.7  |
| 障<br>害<br>児 | 受給者総数           | 1,138 | 1,331 | 1,372 | 1,647 | 1,738 | 1,853 | 1,878 |
|             | ※1 児童発達支援       | 348   | 664   | 650   | 885   | 939   | 984   | 949   |
|             | ※1 放課後等デイサービス   | 323   | 573   | 621   | 718   | 769   | 842   | 897   |
|             | ※1 保育所等訪問支援(※3) | 138   | 201   | 244   | 167   | 132   | 134   | 179   |
|             | 計画作成済総数         | 1,138 | 1,331 | 1,372 | 1,647 | 1,738 | 1,853 | 1,878 |
|             | ※1 児童発達支援       | 348   | 398   | 433   | 469   | 380   | 302   | 276   |
|             | ※1 放課後等デイサービス   | 323   | 422   | 470   | 541   | 521   | 524   | 498   |
|             | ※2 保育所等訪問支援(※3) | 135   | 201   | 241   | 165   | 80    | 55    | 60    |
|             | セルフプラン総数        | 260   | 227   | 369   | 593   | 822   | 1,018 | 1,096 |
|             | セルフプラン率 (%)     | 22.8  | 17.1  | 26.9  | 36.0  | 47.3  | 54.9  | 58.4  |

※1 各サービスの実人数だが重複利用含むため総数と一致しない

※2 セルフプランを除く実人数

※3 未就学児年齢および就学児年齢の実人数

### 3 事業所への支援

「特定相談支援事業所就業・定着促進事業」の実施(27年度～)

(相談支援専門員の育成及び確保に係る事業)

## 専門部会からの報告

|          |    |
|----------|----|
| 精神部会     | 1  |
| 地域生活支援部会 | 3  |
| 就労支援部会   | 5  |
| 児童部会     | 7  |
| 権利擁護部会   | 11 |



## 令和3年度 江東区地域自立支援協議会精神部会 活動報告

### 【令和3年度の進め方】

- ① 精神部会全体会は、年3回開催
- ② 3つのワーキンググループはメンバーを絞り、必要時参集、活動を進める

### 【令和3年度の活動実績】

#### 1. 全体会の開催

##### 第1回

日時 令和3年9月1日(水) (書面開催)

- 内容 (1) 令和3年度第1回江東区地域自立支援協議会 報告  
(2) 令和3年度江東区地域自立支援協議会精神部会運営について  
◎令和3年部会にて取り上げていきたい課題について、部会員アンケートを実施し、集約したものを書面送付した。

##### 第2回

日時 令和3年11月11日(木) 15:00～16:30

場所 東陽区民館 4階レクホール

- 内容 (1) 令和3年度第1回障害者計画等推進協議会 報告  
(2) 地域移行支援ワーキンググループ活動報告  
(3) 令和3年度江東区地域自立支援協議会精神部会活動について  
◎第1回精神部会書面開催のアンケート集約をもとに3グループに分かれて取り組むべき課題を検討
- ・ 長期入院患者の地域移行を進めるためのグループ
  - ・ 地域生活を支える仕組みを考えるグループ
  - ・ 制度や施設紹介を進めるためのグループ
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築へ向けて、取り組みが未実施のピアサポートについて学習を行うこととした。

##### 第3回 (予定)

日時 令和4年2月10日(木) 15:00～16:30

場所 江東区文化センター 6階第1・2会議室

- 内容 講演 「ピアサポート活動の基本」  
講師 相談支援センターくらふと  
東京都地域移行コーディネイター  
吉澤 浩一



## 2. ワーキンググループの活動

### ◎地域移行支援ワーキンググループ

日時 令和3年10月15日(金) 15:00～17:00

場所 防災センター3階 土木部会議室

参加者 東京都地域移行コーディネーター 相談支援センターくらふと  
吉澤 浩一

地域生活支援センター ステップ

地域活動支援センター ウィル・オアシス

地域活動支援センター ロータス

- 内容 (1) 令和3年度地域移行支援対象者調査について検討  
・令和3年度は千葉方面の精神病院を対象に調査を実施することとした。
- (2) 地域移行移行支援対象者事例検討  
各事業所より事例報告、情報交換、対応検討を行った。

# 地域生活支援部会

## 活動報告書

令和4年1月24日

地域自立支援協議会 地域生活支援部会

## I 部会概要

部会長 高井伸一（ロータス）

部会員 障害者通所施設職員、居宅介護事業所職員、地域活動支援センター職員、障害児通所施設職員、知的障害者相談員、区職員（事務局）

## II 会議経過

第1回 令和3年12月2日（木）

議題 1 今年度のテーマについて

2 その他

他機関連携を進めるための交流会の開催について  
避難行動要支援者への支援について

第2回 令和4年2月未定

# 就 勞 支 援 部 会

## 活 動 報 告 書

令和4年1月24日

地域自立支援協議会 就労支援部会

## I 部会概要

部会長 青柳 浩二（社会福祉法人のびのび福祉会）

副部会長 丸橋 克也（ピアワーク・オアシス）

安藤 修（ワークセンターつばさ）

部 会 員 社福）東京都手をつなぐ育成会、社福）江東楓の会、社福）ゆめグループ福祉会、NPO）T&K、NPO）ブルースター、江東通勤寮、城東地域生活支援センター、木場公共職業安定所、江東特別支援学校、(株)メトロフルール、ALSOKビジネスサポート(株)、江東区障害者福祉センター、しょうがいしゃ就労支援センター コレンド東陽町・コレンド門前仲町、就業・生活支援センターWEL'S TOKYO、江東区職員（障害者支援課）

## II 会議経過

### [令和3年度]

#### 第1回 令和3年7月14日（水）※書面開催

- 内容 (1) 前年度の振り返り（就労支援部会の活動、就労支援センター実績）  
(2) 今年度の検討内容の決定

検討内容：①コロナ禍における課題とその対応

②福祉事業所における工賃向上に向けた取り組み

③江東区障害者就労生活支援センターのあり方

#### 第2回 令和3年11月1日（月）

- 内容 (1) ハローワークの障害者職業紹介状況についての報告  
(2) 今年度の検討内容についての情報共有、意見交換  
(3) 江東区職員における障害者雇用についての報告

#### [就労担当支援員連絡会] 令和3年1月18日（火）※オンライン開催

- 内容 (1) 今年度の就労支援部会活動報告  
(2) 福祉事業所における工賃向上に向けた取り組みについて  
①東京都共同受注窓口担当者からの情報提供  
②意見交換  
(3) 各施設での就労・定着支援の課題についての意見交換

#### 第3回 令和3年3月10日（木）予定

- 内容 (1) 就労担当支援員連絡会の実施報告  
(2) 今年度の検討内容についての情報共有、意見交換及びまとめ  
(3) 各種情報提供

# 江東区地域自立支援協議会 児童部会

## 令和3年度 会議報告

### I 部会概要

部会長 田村 満子（こども発達センター）

副部会長 北村 恵子（こぴあクラブ）

部会員 児童発達支援事業所職員、放課後等デイサービス事業所職員、子ども家庭支援センター職員、特別支援学校職員、医療機関職員、医療学識職員、江東区職員（保健相談所、保育計画課、保育課、学務課、教育支援課、地域教育課、障害者施策課、障害者支援課）

### II 会議経過

#### 1 児童部会経過

令和3年度は、児童部会の全体会は実施せず、各ワーキンググループの活動のみとし、発達障害児、家庭支援、医療的ケア児の3つのワーキングで活動した。

#### 2 各ワーキング活動経過

##### (1) 発達障害児ワーキング

①令和3年11月17日（水）9時30分～11時30分

・メンバーからの意見により発達障害への取組みの現状及び課題集約

○児童期の発達障害児への支援：江東区立学校の発達障害児支援の現状

「特別支援教室及び自閉症・情緒障害特別支援学級について」

江東区特別支援教育アドバイザーをオブザーバーとして招き、江東区立学校における発達障害児支援の現状の報告を受ける。

②令和4年1月19日（水）9時30分～11時30分【予定】

○保護者支援の検討：親同士の相互支援の場の検討

・障害児（者）の親のための講座の報告

・地域活動「アシンシュタイン元気キッズ」の活動報告

アインシュタインクラブの会長を招いての活動報告

・江東区内のペアレントメンター登録者の紹介と活動

ペアレントメンター登録者を招き、活動報告

- ・東京都ペアレントメンター活動について
- ・江東区内在住の発達障害のある子どもの親同士の相互支援の活動を検討

## (2) 家庭支援ワーキンググループ

### ①令和3年11月25日(木) 9時30分～11時30分

- ・各メンバー所属機関の課題調査票を元に活動報告
- 社会資源(障害福祉サービス)の充実による家庭支援
  - ・児童通所支援事業所ガイドブックの紹介と現状把握
  - ・定員一杯で空きがない施設がある一方で、空きが出ている施設がある。
  - ・空きが出ている施設情報の把握の工夫が必要
  - ・令和5年4月開設予定の障害者多機能入所施設の進捗状況
- 次回災害時避難行動の支援の検討のためのアンケート調査の確認

### ②令和4年1月13日(木) 9時30分～11時30分

- 災害時避難行動の支援の検討
  - ・メンバー調査) 災害時対応に関する課題調査票を元に課題の検討
  - ・江戸川区避難行動要支援者対策として出された「福祉避難所への個別避難計画作成の実態」の報告
  - ・災害発生時に児童が居ると想定される場所の把握(特に外出活動等)
  - ・江東区における指定避難方針の情報共有が必要
  - ・障害者福祉課として、「区内福祉避難所の運営」について検討して欲しい
  - ・「個別避難計画の作成」の検討も必要

## (3) 医療的ケア児ワーキンググループ

### ①令和3年11月19日(金) 9時30分～11時30分

- ・メンバー所属機関の医療的ケア児支援の現状報告
- ・医療的ケア児支援の現場からの現状報告
- 「医療的ケア児支援法施行に伴う医療的ケア児支援の現状について」  
(株)ホープウェル代表をオブザーバーとして招き、児童通所施設における医療的ケア児支援の現状の報告を受ける
- ・江東区の医療的ケア児の統計
- ・江東区立小・中学校の医療的ケア実施ガイドラインの報告

### ②令和4年1月14日(金) 9時30分～11時30分【予定】

- ・たんの吸引等の実施のための研修についての報告
- ・保育所における医療的ケア児受け入れ検討会議の報告

### III 令和3年度のまとめ

#### 1 発達障害児ワーキンググループ

##### ・現状と課題の整理

###### 【地域支援の強化】

発達障害児の受け入れ機関で、対応が難しく、どうしたらよいかわからないということがある。支援のノウハウの伝達やネットワークの構築等の地域支援の強化が求められている。

###### 【支援マニュアルの作成と地域での共有】

実際の生活の場で活用できる支援のマニュアルがあるとよい。それを支援者（児童通所施設、介護事業所、計画相談事業所等）で共有できたら、地域支援の強化にもつながる。

###### 【相談場所、窓口等の地域資源の掘り起こし】

発達障害児支援の相談窓口が、利用者も支援者も、わからない状況がある。発達障害の相談ができる地域資源の掘り起こしが課題。

###### 【ペアレントメンターの活動事業の検討】

ペアレントメンターの地域での活動について、検討し、ペアレントメンターを育てていく必要がある。

#### 2 家庭支援ワーキンググループ

##### ・現状と課題の整理

###### 【災害時の避難支援】

通常の避難所では、周囲への迷惑を気にして、避難しないことを決めている世帯がある。気兼ねなく避難ができるよう福祉避難所が一次避難所になることがベストだが、どのように福祉避難所を運営していくのか、検討する場が必要。

個別避難計画は、現在の自治防災組織によるものでは作成がすまない現状がある。実際の避難活動に活用できる避難計画の作成について、検討する必要がある。今まで障害児の避難支援を検討する場がなかったが、障害児の家族にとって、災害時の行動が大きな心配事であるので、今後も避難支援で、地域で何ができるのか検討していく。

#### 3 医療的ケア児ワーキンググループ

##### ・現状と課題の整理

###### 【医療的ケア児支援法に伴う医療的ケア児の受け入れの責務】



法で、受け入れが責務となったが、今後、受け入れ体制の構築に向けて、各機関で検討を進めている傾向が明らかになってきた。体制構築に向けての課題検討を行っていく必要がある。

# 江東区地域自立支援協議会 権利擁護部会

## 令和3年度 会議報告

### I 部会概要

部会長 山口 浩（人権擁護委員）

副部会長 齋藤 栄一（地域生活支援センター ステップ）

後藤 哲男（東京社会福祉士会）

部会員 障害児・者施設職員、弁護士、介護事業所職員、障害者相談支援  
専門員、医療機関MSW、障害者団体代表、難病団体代表  
江東区職員（障害者支援課、障害者施策課、地域ケア推進課）

### II 会議経過

第1回部会 令和4年1月14日（金）午前10時～12時  
に部会開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け書面開催  
とすることに変更。

部会員の意見を伺ったところ、防災関係をテーマに検討をし  
ていく方向でまとめられました。

部会員の思いや施設での現状などを洗い出し、発信できるよ  
うな形にしていきたいと考えます。

また、専門家の話を聴く機会を設けることも検討してまいり  
ます。

## 障害者実態調査について

【令和元年度実施】

| 調査項目 |  |
|------|--|
| 1    | 本人の状況<br>1 年齢<br>2 障害状況<br>3 手帳の種類<br>4 回答者<br>5 世帯の状況<br>6 介助・支援の要否<br>7 通院状況<br>8 医療的ケアの状況<br>9 居宅介護の利用状況<br>10 居宅介護の充足状況  |
| 2    | 仕事や学校生活<br>1 日中の過ごし方<br>2 (就労している場合) 困っていること、今後の希望<br>3 (家事・育児をしている場合) 困っていること、今後の希望<br>4 (通所している場合) 困っていること、今後の希望<br>5 (通学している場合) 困っていること、卒業後の進路<br>6 (特に何もしていない場合) その理由、今後の希望<br>7 仕事をしていくために必要なこと |
| 3    | 社会参加やコミュニケーション<br>1 社会参加、コミュニケーション支援の利用状況<br>2 外出するときに困ること<br>3 社会参加の支援サービスへの要望<br>4 情報を調べる方法<br>5 日常的に利用するコミュニケーション方法<br>6 コミュニケーションで困ること<br>7 コミュニケーションで配慮してほしいこと<br>8 休日の過ごし方                     |
| 4    | 福祉に関する情報、相談先<br>1 情報を取得する方法<br>2 困ったときの相談先<br>3 相談しやすくするために必要なこと   |

| 調査項目 |   |
|------|---|
| 5    | 福祉サービスの利用   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 利用状況</li> <li>2 サービスの量や質の満足度</li> <li>3 サービス提供事業者に望むこと</li> </ul>  |
| 6    | 暮らし   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 居住年数</li> <li>2 住宅の形態</li> <li>3 居住支援に対する望むこと</li> <li>4 家計の状況</li> <li>5 今後の希望</li> <li>6 希望する暮らしをするために必要なこと</li> </ul>   |
| 7    | 災害時の支援  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難行動要支援者名簿の認知度</li> <li>2 地域の防災訓練への参加希望の有無</li> <li>3 災害時の支援に必要なこと</li> <li>4 災害発生時に困ることや不安なこと</li> <li>5 災害への備えの状況</li> </ul>                                   |
| 8    | 障害者施策   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の認知度</li> <li>2 差別解消法の認知度</li> <li>3 障害者虐待防止センターの認知度</li> <li>4 差別された経験の有無</li> <li>5 差別や虐待を防ぐために必要なこと</li> <li>6 福祉サービスの3年前からの変化</li> </ul> |
| 9    | 障害者スポーツ   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 2020オリ・パラ大会の関心度</li> <li>2 スポーツ・レクリエーションを行う頻度</li> <li>3 スポーツ・レクリエーションを行う目的</li> <li>4 スポーツ・レクリエーションを行う場所</li> <li>5 スポーツ・レクリエーションを行う上で困ること</li> </ul>           |

| 調査項目 |   |
|------|---|
| 10   | <p>共生社会の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域との関わり</li> <li>2 地域に望むこと</li> <li>3 知らない人から手助け、配慮を受けた経験の有無</li> <li>4 知らない人に手助け、配慮をお願いできるか</li> <li>5 共生社会の実現に必要なこと</li> <li>6 ヘルプマークの認知度</li> <li>7 ヘルプマークが役に立つ場面</li> </ol> |
| 11   | 自由意見  |
| 12   | <p>介護者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主たる介護者の続柄、年齢、1日の介護時間</li> <li>2 サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の認知度</li> <li>3 差別解消法の認知度</li> <li>4 悩みや不安</li> <li>5 長期間介護できなくなった場合の対応</li> <li>6 介護者支援で充実してほしいこと</li> </ol>                   |

れいわがんねんど  
令和元年度

こうとうく ちいきせいかつ かん ちょうさ  
江東区 地域生活に関する調査

こうとうくしょうがいしゃじつたいちょうさ  
(江東区障害者実態調査)

ほうこくしょ  
報告書

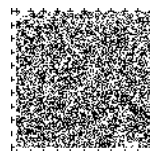
がい よう ばん  
〔 概要版 〕

れいわ ねん がつ  
令和2年3月



スポーツと人情が熱いまち

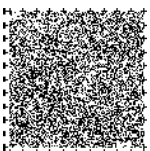
江東区



## 【SPコード】

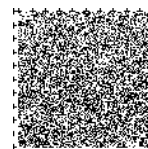
SPコードとは、紙に記載された情報をデジタルに変える二次元シンボルです。バーコードが縦の一方方向に情報を持つのに対して、SPコードは縦と横の二方向に情報を持っているため、情報密度が高いとされています。

紙に印刷されているSPコードを読み取ることで、記録されている情報を音声で聞くことができます。



# 目次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1.調査の目的・概要           | 1  |
| 1-1.調査の目的            | 1  |
| 1-2.調査の対象・方法・調査期間    | 1  |
| 1-3.調査票の配布・回収        | 2  |
| 1-4.報告書(概要版)の見かた     | 3  |
| 2.あなた(ご本人)について       | 4  |
| 2-1.調査対象者の年齢         | 4  |
| 2-2.同居の状況            | 4  |
| 2-3.日常生活の中での介助の必要性   | 4  |
| 3.お仕事や学校生活について       | 5  |
| 4.社会参加やコミュニケーションについて | 7  |
| 5.福祉に関する情報、相談先について   | 9  |
| 6.福祉サービスの利用について      | 10 |
| 7.暮らしについて            | 11 |
| 8.災害時の支援について         | 12 |
| 9.障害者施策について          | 13 |
| 10.障害者スポーツについて       | 14 |
| 11.共生社会の実現について       | 15 |
| 12.介護者について           | 16 |
| 13. サービス提供事業所        | 17 |
| 13-1.事業所について         | 17 |





|   |    |
|---|----|
| 13-2. サービスの <sup>ていきょう</sup> 提供について .....   | 17 |
| 13-3. 事業所 <sup>じぎょうしやうんえい</sup> 運営について.....   | 17 |
| 14. 障害者 <sup>しょうがいしやだんたい</sup> 団体 .....   | 19 |
| 14-1. 障害者 <sup>しょうがいしやだんたい</sup> 団体の <sup>ちやうさけつか</sup> 調査結果の <sup>がいきやう</sup> 概況 ..... | 19 |
| 障害者 <sup>しょうがいしやだんたい</sup> 団体の <sup>おも</sup> 主な <sup>いけん</sup> 意見 .....                 | 20 |

# 1. 調査の目的・概要

## 1-1. 調査の目的

江東区では、すべての区民の方々が、住み慣れた地域の中で、その人らしく、健康で豊かな暮らしを送ることができるように、障害者福祉施策を推進している。

「令和元年度 江東区 地域生活に関する調査」は、障害のある方の生活実態やどのような福祉サービスを利用したいかを把握し、地域生活の実態ならびに課題等を把握・整理し、「江東区障害福祉計画・障害児福祉計画」策定の基礎資料とするとともに、今後の施策の在り方を検討するために実施した。

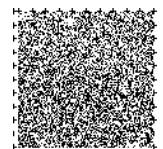
## 1-2. 調査の対象・方法・調査期間

「身体障害：身体障害者手帳所持者」、「知的障害：愛の手帳所持者」、「精神障害：精神障害者保健福祉手帳所持者」、「重症心身障害：身体障害者手帳1・2級かつ愛の手帳1・2度の保持者」、「難病：難病手当受給者」の調査対象者は、2019年9月1日現在で江東区に在住し、調査対象資格を有する方を無作為抽出し、郵送による発送・回収にて調査を行った。

「高次脳機能障害」、「発達障害」の調査対象者は、2019年9月1日現在で江東区に在住する方へ関係施設等を通じて調査票を配布し、郵送により回収した。

「サービス提供事業所」、「障害者団体」の調査対象者は、2019年9月1日現在、江東区で活動(事業活動)を行う組織・団体に対して、郵送による発送・回収にて調査を行った。なお、障害者団体に対しては、別途ヒアリング調査を実施した。

調査期間は、表1:調査対象者別の調査期間の通り。



ひょう ちょうさたいしやべつ ちょうさきかん  
表1:調査対象者別の調査期間

| ちょうさたいしや<br>調査対象  | ちょうさきかん<br>調査期間       |
|---|-----------------------|
| しんたいしやがいのう ちてきしやがいのう せいしんしやがいのう じゆうしやしんしんしやがいのう なんびやう<br>身体障害、知的障害、精神障害、重症心身障害、難病 | 2019/10/17～2019/11/15 |
| こうじのうきのうしやがいのう ほったつしやがいのう<br>高次脳機能障害、発達障害   | 2019/10/17～2019/11/15 |
| ていきやうじぎやうしよ しやうがいしやだんたい<br>サービス提供事業所、障害者団体  | 2019/10/11～2019/10/31 |
| しやうがいしやだんたい ちょうさ<br>障害者団体(ヒアリング調査)  | 2019/11/5～2019/11/19  |

1-3. ちょうさひやう はいふ かいしゆう  
調査票の配布・回収

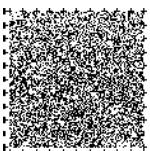
ちょうさひやう はいふけんすう かいしゆうけんすう かいしゆうりつ ひやう ちょうさひやう はいふなら かいしゆう とお  
調査票の配布件数ならびに回収件数(回収率)については、表2:調査票の配布並びに回収の通り。

ひやう ちょうさひやう はいふなら かいしゆう  
表2:調査票の配布並びに回収

|                   | しんたいしやがいのう<br>身体障害 | ちてきしやがいのう<br>知的障害 | せいしんしやがいのう<br>精神障害 | ほったつしやがいのう<br>発達障害 | なんびやう<br>難病 | じゆうしやう<br>重症<br>しんしんしやがいのう<br>心身障害 | こうじのう<br>高次脳<br>きのうしやがいのう<br>機能障害 | しやうがいしや じ<br>障害者(児)<br>とうじしやけい<br>当事者計 |
|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| はいふけんすう<br>配布件数   | 1,181              | 1,097             | 1,036              | 776                | 695         | 100                                | 56                                | 4,941                                  |
| かいしゆうけんすう<br>回収件数 | 589                | 512               | 419                | 379                | 337         | 52                                 | 17                                | 2,305                                  |
| かいしゆうりつ<br>回収率    | 49.9%              | 46.7%             | 40.4%              | 48.8%              | 48.5%       | 52.0%                              | 30.4%                             | 46.7%                                  |

さんこう ぜんかいちょうさ  
(参考:前回調査)

|                   |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| はいふけんすう<br>配布件数   | 1,165 | 1,072 | 1,041 | 500   | 674   | 136   | 89    | 4,677 |
| かいしゆうけんすう<br>回収件数 | 619   | 585   | 472   | 253   | 377   | 89    | 49    | 2,444 |
| かいしゆうりつ<br>回収率    | 53.1% | 54.6% | 45.3% | 50.6% | 55.9% | 65.4% | 55.1% | 52.3% |



|                                  | サービス提供事業所<br><small>ていきょうじぎょうしょ</small> | 障害者団体<br><small>しょうがいしゃだんたい</small> |
|----------------------------------|---|-------------------------------------|
| 配布件数<br><small>はいふけんすう</small>   | 192                                     | 34                                  |
| 回収件数<br><small>かいしゅうけんすう</small> | 121                                     | 27                                  |
| 回収率<br><small>かいしゅうりつ</small>    | 63.0%                                   | 79.4%                               |

さんこう ぜんかいちょうさ  
(参考: 前回調査)

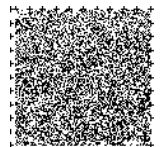
|                                  |       |        |
|----------------------------------|-------|--------|
| 配布件数<br><small>はいふけんすう</small>   | 155   | 36     |
| 回収件数<br><small>かいしゅうけんすう</small> | 121   | 36     |
| 回収率<br><small>かいしゅうりつ</small>    | 78.1% | 100.0% |

#### 1-4. 報告書(概要版)の見かた

ほうこくしょ がいようばん  
報告書(概要版)においては、障害の種別について略称により表現している。

- 身体障害者 ⇒ 「身体」  
しんたいしょうがいしゃ
- 知的障害者 ⇒ 「知的」  
ちてきしょうがいしゃ
- 精神障害者 ⇒ 「精神」  
せいしんしょうがいしゃ
- 発達障害者 ⇒ 「発達」  
はったつしょうがいしゃ
- 難病の方 ⇒ 「難病」  
なんびょう かた
- 重症心身障害者 ⇒ 「重心」  
じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ
- 高次脳機能障害者 ⇒ 「高次」  
こうじのうきのうしょうがいしゃ

なお、調査結果は、障害種別での集計結果は発送時に規定した障害種別に基づいて集計されている。「障害手帳の種類」ならびに「自己申告による障害種別」で集計する場合は、その旨を明記している。



## 2. あなた（ご本人）について

### 2-1. 調査対象者の年齢

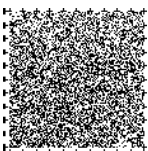
- 全体で見ると、18歳未満:24.3%、18～29歳:8.1%、30～49歳:19.0%、50～64歳:14.8%、65歳以上:29.8%の構成となっている。
- 障害種別別で見た最も構成比の高い年齢区分を見ると、身体では 65歳以上:76.7%、知的では 30～49歳:31.6%、精神では 30～49歳:43.0%、発達では 18歳未満:100.0%、難病では 65歳以上:47.8%、重心では 18～29歳:30.8%、高次では 50～64歳:52.9%となっている。

### 2-2. 同居の状況

- 同居に関する質問について、全体で見ると、親（両親または父、母）:37.0%、配偶者:32.3%、子ども:19.1%、同居者はいない:18.5%、兄弟姉妹:17.1%の結果であった。

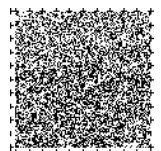
### 2-3. 日常生活の中での介助の必要性

- 日常生活の中での介助の必要性について、全体で見ると、特に支援を必要としない:38.8%、家事:29.2%、お金の管理:25.9%、外出:22.8%、薬の管理:21.0%となっている。

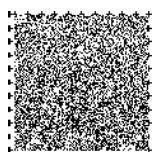


### 3. お仕事や学校生活について

- 調査対象者の日中活動を障害種別で見ると、身体:「特に何もしていない」(57.1%)、知的:「就労継続支援(B型)事業所に通っている」(19.8%)、精神:「特に何もしていない」(31.6%)、難病:「特に何もしていない」(38.6%)、重心:「生活介護(塩浜福祉園等)の施設に通っている」(48.9%)、高次:「就労継続支援(B型)事業所に通っている」(47.4%)、発達:「小学校の通常学級・特別支援教室に通っている」(61.3%)であった。
- 日中活動として仕事をしている方について、困りごとでは「上司や同僚、取引相手とのコミュニケーションの取り方が難しい」(19.3%)であり、今後の希望は「今の仕事を続ける」(78.6%)であった。
- 日中活動として自宅療養等をしている方について、困りごとでは身体:「体力的に厳しい」(31.9%)、知的:「健康管理が難しい」(46.2%)、精神:「体力的に厳しい」(29.2%)、難病:「体力的に厳しい」(42.9%)、重心:「その他(その他:自宅に近い施設に移りたい)」(37.5%)であった。今後の希望は、「今の状態を続ける」(身体:51.6%、知的:46.2%、精神:49.2%、難病:68.3%、重心:50.0%)であった。
- 日中活動として福祉就労、福祉施設通所等をしている方について、困りごとでは身体:「定期的な通院や健康管理との両立が難しい」(33.3%)、知的:「指導員とのコミュニケーションの取り方が難しい」(20.8%)、精神:「仕事内容が自分の能力や希望に合っていない」(19.7%)、難病:「指導員とのコミュニケーションの取り方が難しい」(50.0%)、高次:「その他(その他:精神不安定で眠れない、お金がない)」(33.3%)であった。今後の希望は、「今通っている施設に引き続き通う」(身体:55.6%、知的:70.2%、難病:66.7%、高次:41.7%)、精神:「会社に就職する(一般就労)」(36.4%)であった。

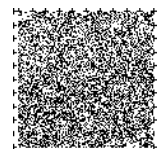


- 日中活動として学校に通っている方について、困りごとでは身体:「その他(その他:感染症の予防、学習についていけない等)」(38.5%)、知的:「特にない(55.3%)、精神:「学習環境などが障害に対応していない)」(33.3%)、難病:「特にない)」(83.3%)、高次:「その他(その他:授業にはついていけるが、あたらしい事が覚えられない)」(50.0%)、発達:「先生や友達、他の保護者に気をつかう)」(36.1%)、重心:「特にない)」(45.5%)であった。今後の希望は、身体:「進学する(大学・専門学校など)」(46.2%)、知的:「まだ決めていない)」(47.4%)、精神:「まだ決めていない)」(33.3%)、難病:「進学する(大学・専門学校など)」(33.3%)、高次:「会社等に就職する(一般就労)」(100.0%)、発達:「進学する(大学・専門学校など)」(45.4%)、重心:「まだ決めていない)」(54.5%)であった。
- 日中活動を行っていない(会社や作業所などに通っていない)理由については、全体では、特に理由はない:21.5%(身体:25.2%、知的:14.9%、精神:10.0%、難病:26.0%、高次:25.0%)であった。
- 仕事をしていくために必要なことについては、「上司や同僚の理解と協力があること」(身体:49.1%、知的:61.0%、精神:55.1%、発達:69.1%)で、高次:「働くうえでの技術や知識を身につけること」/「自分自身に意欲があること」(40.0%)であった。



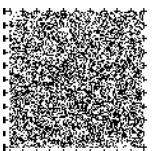
## 4. 社会参加やコミュニケーションについて

- 社会参加やコミュニケーション支援にかかわるサービスの利用状況については、全体でみると、10時間未満:37.4%、10～19時間:30.8%、20時間以上:31.8%であった。
- 現在の利用時間で足りているかどうかについては、全体でみると、同行援護の時間数が足りている:80.0%、移動支援の時間数が足りていない:31.3%であった。
- 社会参加や余暇活動などで外出をするとき困ることでは、身体:「特にない」(56.5%)、知的:「特にない」(44.2%)、精神:「混雑した電車やバスには乗りたくない」(61.0%)、難病:「特にない」(42.7%)、重心:「公共交通機関が利用しづらい」(52.4%)、高次:「電車やバスなどの乗換え案内などが、わかりにくい」(63.6%)、「障害に対する周囲の人々の理解が足りない」(63.6%)であった。
- 社会参加の支援サービスへの要望では、「利用しやすくしてほしい」(54.9%)、「その他(その他: サービスを知らない、ヘルパーの人材確保等)」(15.0%)、「ホームヘルプの事業所が増えてほしい」(10.8%)であった。
- 日常的に情報入手する方法としては、「インターネットの検索サイトで検索する」(48.0%)、「区役所や支援機関等の窓口で聞く」(15.1%)、「家族や知人に聞く」(14.9%)であった。
- 日常的に利用するコミュニケーション方法としては、「対面での会話」(56.0%)、「電話・携帯電話・スマートフォンでの通話」(23.1%)、「パソコン・携帯電話・スマートフォンでのメール」(8.4%)であった。
- 日常的なコミュニケーションの際に心配なことは、「自分の思っていることをうまく相手に伝えられない」(40.6%)、「相手がどのように感じているのか理解するのが難しい」(16.1%)、「その他(その他: 話す時に相手の目をさがすのに少し時間がかかる時がある、声が小さくて相手がまちがえて聞いてしまう、先輩・後輩の関係が難しい)」(13.2%)であった。
- 日常的な情報収集やコミュニケーションの際に配慮してほしいことは、「ゆっくりやさしい口調で話しかけてほしい」(33.5%)、「リラックスできる雰囲気を作してほしい」(17.7%)であった。



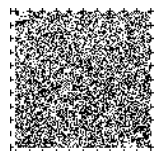


- 余暇(主に休日)の過ごし方については、「家でくつろぐ」(47.2%)、「買い物」(10.3%)、「近所の散歩」/「特に何もしない」(9.3%)であった。



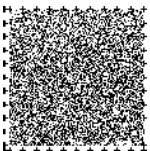
## 5. 福祉に関する情報、相談先について

- 福祉に関する情報をどこから得ているかについて、身体:「こうとう区報、江東区のホームページ」(48.5%)、知的:「通っている学校や施設、医療機関」(40.8%)、精神:「こうとう区報、江東区のホームページ」(28.9%)、発達:「通っている学校や施設、医療機関」(65.7%)、難病:「こうとう区報、江東区のホームページ」(45.0%)、重心:「江東区の「障害者福祉のてびき」」(46.5%)、高次:「家族・親族」(47.1%)であった。
- 福祉サービスの利用で困ったときの相談先としては、全体では、区役所(保健所・保健相談所・福祉事務所含む):45.3%(身体:50.4%、知的:42.9%、精神:50.8%、発達:23.2%、難病:58.6%、重心:60.5%、高次:41.2%)、家族・親族:27.5%(身体:29.1%、知的:29.2%、精神:22.4%、発達:37.2%、高次:35.3%)、通っている学校や施設(作業所や福祉園など):27.2%(知的:44.2%、発達:77.3%、重心:41.9%、高次:29.4%)であった。
- 福祉サービスの利用について区役所などへ相談しやすくするために必要なことについては、「電話での相談」(38.9%)、「さまざまな相談に対応できるワンストップ窓口」(28.5%)、「相談窓口に関する情報提供」(25.1%)であった。



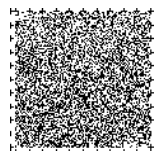
## 6. 福祉サービスの利用について

- 福祉サービス等で利用したことがあるものでは、身体:「サービスは利用していない」(58.3%)、知的:「放課後等デイサービス」(31.3%)、精神:「サービスは利用していない」(46.3%)、発達:「児童発達支援」(47.4%)、難病:「サービスは利用していない」(69.7%)、重心:「移動支援」(68.4%)、高次:「就労継続支援(B型)」(46.7%)であった。
- 福祉サービス等で利用を控えたことがあるものでは、身体:「利用を控えたことはない」(73.2%)、知的:「移動支援」(44.1%)、精神:「利用を控えたことはない」(50.9%)、発達:「利用を控えたことはない」(41.8%)、難病:「利用を控えたことはない」(84.6%)、重心:「居宅介護」/「短期入所」(37.5%)、高次:「自立訓練(機能訓練)/「共同生活援助」(50.0%)であった。
- 福祉サービス等で今後利用を考えているものでは、身体:「居宅介護」(34.0%)、知的:「共同生活援助」(46.2%)、精神:「居宅介護」(29.0%)、発達:「放課後等デイサービス」(68.3%)、難病:「居宅介護」/「日常生活用具の給付等」(28.8%)、重心:「短期入所」(42.9%)、高次:「居宅介護」(30.0%)であった。
- 利用している福祉サービスの量や質に満足しているかについては、身体:「ほぼ満足している」(35.3%)、知的:「ほぼ満足している」(35.4%)、精神:「どちらもいえない」(47.8%)、発達:「ほぼ満足している」(43.3%)、難病:「どちらもいえない」(44.7%)、重心:「ほぼ満足している」(46.3%)、高次:「ほぼ満足している」(46.2%)であった。
- 現在利用している福祉サービス提供事業者への要望では、身体:「特にない」(53.8%)、知的:「担当者が短期間で交替しないこと」(34.5%)、精神:「特にない」(42.4%)、発達:「担当者が短期間で交替しないこと」(38.9%)、難病:「難病に関する知識や支援のスキルを高めること」(57.5%)、重心:「サービス従業者の質の確保」(61.5%)、高次:「担当者が短期間で交替しないこと」(42.9%)であった。



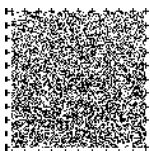
## 7. 暮らしについて

- 江東区にいつから住んでいるかについては、「10年以上前に江東区外から転居してきた」(40.7%)、「生まれたときからずっと住んでいる」(39.5%)であった。
- 現在の住まいの形態について、「持ち家(一戸建て、集合住宅)」(身体:60.3%、知的:56.3%、精神:44.2%、難病:57.6%、重心:54.3%、高次:68.8%)、「都営住宅、区営住宅、公社住宅、UR賃貸」(知的:25.9%、精神:27.5%)、「借家(一戸建て)、民間のアパート、マンション(賃貸)」(精神:25.8%)であった。
- 住居での支援への要望については、「特にない」(44.4%)、「家賃の補助」(23.3%)、「家具転倒防止や耐震化・不燃化などの災害対策」(20.5%)であった。
- 現在の暮らし向き(家計の状況)については、「普通(どちらともいえない)」(50.2%)、「やや苦しい」(21.0%)であった。
- 将来どのような暮らしを希望するかについては、身体:「わからない」(36.6%)、知的:「親や親族のもとでの生活」(24.5%)、精神:「わからない」(33.6%)、難病:「わからない」(37.2%)、重心:「区内に施設があれば、入所施設での生活」(48.9%)、高次:「親や親族のもとでの生活」(31.3%)であった。
- 希望する暮らしをするために必要なことについては、身体:「特にない」(28.7%)、知的:「グループホームの充実」(25.4%)、精神:「家賃が低額な住宅のあっせん、または家賃の補助」(33.4%)、難病:「特にない」(29.7%)、重心:「入所施設の充実」(61.9%)、高次:「医療やリハビリテーションの充実」(43.8%)であった。
- 発達の方が、将来、自立した生活を送るために必要だと思うことについては、「就学相談および就学後の支援の充実」(44.8%)であった。
- 難病の方が、難病治療のために通っている医療機関が近くにあるかについては、「区外(都内)」(59.4%)、「区内」(35.8%)、「都外」(4.7%)であった。



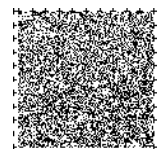
## 8. さいがいじ しえん 災害時の支援について

- ひなん こうどうよう しえんしゃ めいぼ にんちど  
避難行動要支援者名簿の認知度については、「知っていた」(19.9%)、「知らなかった」(80.1%)であった。
- ちいき ちょうかい じちかい ぼうさいくんれん さんか  
地域(町会・自治会)の防災訓練に参加してみたいかについては、「参加したくない」(42.4%)、「参加は難しいが、見学だけでもしてみたい」(32.8%)、「参加したい」(24.8%)であった。
- さいがいじ ひつよう しえん しんたい あんぜん ぼしよ ゆうどう いどう しえん ちてき お  
災害時に必要な支援については、身体:「安全な場所への誘導・移動の支援」(57.6%)、知的:「落ち着ける場所の提供(個室、静かな場所など)」(67.5%)、精神:「落ち着ける場所の提供(個室、静かな場所など)」(69.7%)、発達:「落ち着ける場所の提供(個室、静かな場所など)」(72.6%)、難病:「安全な場所への誘導・移動の支援」(44.6%)、重心:「安全な場所への誘導・移動の支援」(84.1%)、高次:「安全な場所への誘導・移動の支援」(68.8%)であった。
- じしん さいがい ほっせい とき こま ふあん かぞく れんらく と ふあん  
地震などの災害が発生した時に困ることや不安については、「家族と連絡が取れるか不安」(51.8%)、「一人では避難できない」(34.4%)、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」(29.2%)、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」(21.3%)であった。
- さいがい たい そな ひじょうじも だ ひん ようい ひじょうしょくとう  
災害に対してどのような備えをしているかについては、「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」(41.6%)、「特にない」(32.6%)、「日ごろから家族で災害時の対応を話し合っている」(28.2%)であった。



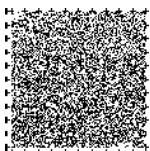
## 9. しょうがいしゃしきく 障害者施策について

- しょうがいふくし サービスしょうじょしえん りようしんせい とおりようけいかく しょうがいじしえん りようけいかく さくせい ひつよう にんしき し「知らなかった」(76.0%)、「知っていた」(24.0%)であった。
- しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう し「知らなかった」(76.0%)、「知っていた」(24.0%)であった。
- く しょうがいしゃぎゃくたいぼうし ぎゃくたい つうほううけつけ ぎゃくたいぼうし そうだん おこな 区の「障害者虐待防止センター」で虐待の通報受付や虐待防止のための相談などを行っていることを知っていたかについては、「知らなかった」(83.4%)、「知っていた」(16.6%)であった。
- これまでにさべつ かん けいけん さべつ ふせ ひつよう しょうがい しょうがいしゃ りかい これまでに差別をされたと感じた経験はあるかについては、「ない」(65.8%)、「ある」(34.2%)であった。
- しょうがいしゃ ぎゃくたい さべつ ふせ ひつよう しょうがい しょうがいしゃ りかい 障害者への虐待や差別を防ぐために必要なことでは、「障害や障害者への理解」(56.1%)であった。
- こうとうく ふくし ねん まえ へいせい ねんごろ よ こうとうく ふくし すこ よ すこ おも 「江東区の福祉サービスが 3年ほど前(平成28年頃)より良くなっているかについては、「どちらともいえない」(71.7%)、「少し良くなったと思う」(17.0%)、「かなり良くなったと思う」(4.9%)、「少し低下したと思う」(4.4%)、「かなり低下したと思う」(2.0%)であった。
- ふくし よ しんたい きょたくかいご ちてき 福祉サービスで良くなってきているものは、身体:「居宅介護(ホームヘルプ)」(23.7%)、知的:「放課後等デイサービス」(24.9%)、精神:「その他(その他:人にあったアドバイスをしてくれるようになっている等)」(23.2%)、発達:「児童発達支援」(66.3%)、難病:「その他(その他:情報をたくさんいただける、職員が親切になっている、自動車税の免除、介護・支援認定等)」(31.7%)、じゅうしん せいかつかいご こうじ どうこうえんご じりつくんれん きのうくんれん しょうろういこうしえん しょうろう 重心:「生活介護」(30.0%)、高次:「同行援護」/「自立訓練(機能訓練)」/「就労移行支援」/「就労継続支援(B型)」/「短期入所」(25.0%)であった。
- なんびょうとう かんじゃ たいしょう しつべい かた しょうがいしゃてちょう も しょうがいふくし 難病等の患者で対象となる疾病のある方は障害者手帳を持っていなくても障害福祉サービスを利用できることへの認知は、「知らなかった」(92.1%)、「知っていた」(7.9%)であった。



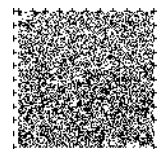
## 10. しょうがいしゃ 障害者スポーツについて

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの関心では、「知っているがそれほど関心はない」(47.9%)、「知っており実際に観戦してみたい」(33.4%)であった。
- スポーツ・レクリエーションを1年間に何日くらい行うかについては、「スポーツ・運動を行っていない」(55.5%)、「週に1～2日」(18.7%)であった。
- スポーツ・レクリエーションを行う目的については、「健康や体力づくりのため」(26.7%)、「特に理由はない」(17.4%)であった。
- スポーツ・レクリエーションを行う場所については、「公園」(22.2%)、「自宅」(21.0%)、「その他(その他: デイサービス、介護施設等)」(19.1%)、「公共スポーツ施設」(18.8%)であった。
- スポーツ・レクリエーションを行う際に困っていることについては、「特にない」(38.5%)、「体力がない」(16.6%)、「金銭的余裕がない」(13.4%)、「家族の負担が大きい」(10.4%)であった。



# 1 1. 共生社会の実現について

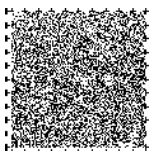
- ご家庭<sup>かてい</sup>とご近所<sup>きんじよ</sup>とのお付き合い<sup>つあ</sup>の程度<sup>ていど</sup>については、「道<sup>みち</sup>で会<sup>あ</sup>えば、あいさつ<sup>ていど</sup>する程度<sup>ひと</sup>の人<sup>ひと</sup>ならいる」(37.6%)、「さし<sup>はな</sup>さわりのないこと<sup>ひと</sup>なら話<sup>はな</sup>せる人<sup>ひと</sup>がいる」(22.2%)、「ほとんど<sup>きんじよつ</sup>近所<sup>あ</sup>付き合<sup>あ</sup>いはない」(21.6%)、「困<sup>こま</sup>ったこと<sup>そうだん</sup>を相談<sup>あ</sup>し合<sup>ひと</sup>える人<sup>ひと</sup>がいる」(18.5%)であった。
- 地域<sup>ちいき</sup>(近隣<sup>きんりんじゆうみん</sup>住民<sup>ちようかい</sup>、町会<sup>じちかい</sup>・自治会<sup>のぞ</sup>)に望<sup>のぞ</sup>むこと<sup>とく</sup>については、「特に<sup>とく</sup>望<sup>のぞ</sup>むこと<sup>のぞ</sup>はない」(38.5%)、「障<sup>しょうがい</sup>害<sup>がい</sup>に対する理解<sup>たい</sup>と配慮<sup>りかい</sup>」(28.3%)であった。
- 外出<sup>がいしゅつ</sup>先<sup>つき</sup>で困<sup>こま</sup>ったとき、知<sup>し</sup>らない方<sup>かた</sup>から手助<sup>てだす</sup>けや配慮<sup>はいりよ</sup>をしてもら<sup>もら</sup>った経<sup>けい</sup>験<sup>けん</sup>があるか<sup>か</sup>については、「な<sup>ない</sup>い」(59.3%)、「あ<sup>ある</sup>る」(40.7%)であった。
- 外出<sup>がいしゅつ</sup>先<sup>つき</sup>で困<sup>こま</sup>ったときなど、知<sup>し</sup>らない方<sup>かた</sup>に、自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>から手助<sup>てだす</sup>けや配慮<sup>はいりよ</sup>をお願<sup>ねが</sup>いするこ<sup>こ</sup>とができるか<sup>か</sup>につ<sup>つ</sup>いては、「お願<sup>ねが</sup>いするこ<sup>こ</sup>とはな<sup>ない</sup>い」(48.2%)、「お願<sup>ねが</sup>いするこ<sup>こ</sup>とができる」(28.2%)、「お願<sup>ねが</sup>いしたい<sup>たい</sup>が、ど<sup>ど</sup>のよう<sup>よう</sup>に伝<sup>つた</sup>えたらよ<sup>よ</sup>いかわ<sup>わ</sup>からな<sup>ない</sup>い」(23.6%)であった。
- 「共生社会<sup>きょうせいしゃかい</sup>の実現<sup>じつげん</sup>」のため<sup>ため</sup>に大<sup>たい</sup>切<sup>せつ</sup>だ<sup>だ</sup>と考<sup>かんが</sup>えているこ<sup>こ</sup>とは、「近隣<sup>きんりんじゆうみん</sup>住民<sup>りかい</sup>の理解<sup>きょうりよく</sup>と協<sup>きょうりよく</sup>力<sup>りよく</sup>」(48.6%)、「経<sup>けい</sup>済<sup>ざい</sup>的<sup>てき</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>」(23.2%)、「小<sup>しょう</sup>中<sup>ちゅう</sup>学<sup>がく</sup>校<sup>こう</sup>等<sup>とう</sup>での障<sup>しょうがい</sup>害<sup>がい</sup>理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>に關<sup>かん</sup>する学<sup>がく</sup>習<sup>じゅう</sup>、交<sup>こう</sup>流<sup>りゅう</sup>学<sup>がく</sup>習<sup>じゅう</sup>の充<sup>じゅう</sup>実<sup>じつ</sup>」(20.4%)であった。
- ヘルプマ<sup>し</sup>ーク<sup>し</sup>を知<sup>し</sup>っているか<sup>か</sup>については、「知<sup>し</sup>っているが、利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>を考<sup>かんが</sup>えていな<sup>ない</sup>い」(35.9%)、「知<sup>し</sup>らな<sup>ない</sup>い」(34.2%)、「知<sup>し</sup>っている、ま<sup>ま</sup>た現<sup>げん</sup>在<sup>ざい</sup>利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>して<sup>して</sup>いる」(17.5%)、「知<sup>し</sup>っている、ま<sup>ま</sup>た今<sup>こん</sup>後<sup>ご</sup>利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>を考<sup>かんが</sup>えて<sup>て</sup>いる」(12.4%)であった。
- ヘルプマ<sup>やく</sup>ーク<sup>だ</sup>が役<sup>やく</sup>立<sup>た</sup>っているも<sup>も</sup>し<sup>し</sup>くは役<sup>やく</sup>に立<sup>た</sup>つ場<sup>ば</sup>面<sup>めん</sup>につ<sup>つ</sup>いては、「公<sup>こう</sup>共<sup>きょう</sup>交<sup>こう</sup>通<sup>つう</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>の利<sup>り</sup>用<sup>よう</sup>時<sup>じ</sup>など<sup>など</sup>に周<sup>しゅう</sup>圍<sup>い</sup>から配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>して<sup>して</sup>もら<sup>もら</sup>う」(45.7%)、「緊<sup>きん</sup>急<sup>きゅう</sup>・災<sup>さい</sup>害<sup>がい</sup>時<sup>じ</sup>に周<sup>しゅう</sup>圍<sup>い</sup>からサ<sup>さ</sup>ポ<sup>う</sup>ー<sup>う</sup>ト<sup>と</sup>を受<sup>う</sup>ける」(23.3%)、「緊<sup>きん</sup>急<sup>きゅう</sup>・災<sup>さい</sup>害<sup>がい</sup>時<sup>じ</sup>に身<sup>み</sup>内<sup>うち</sup>など<sup>など</sup>に連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>して<sup>して</sup>もら<sup>もら</sup>う」(14.5%)であった。





## 12. 介護者について

- 介護者の方の続柄については、「親」(52.0%)、「配偶者」(23.7%)、「子ども」(10.5%)であった。
- 介護者の方の年齢については、「40～59歳」(38.0%)、「70～79歳」(21.1%)、「60～69歳」(19.9%)であった。
- 介護者の方の1日の平均的な介護(介助)の時間数については、「15時間以上」(21.2%)であった。
- 介護者の方がサービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成が必要となったことを知っているかについては、「知らなかった」(54.1%)、「知っていた」(45.9%)であった。
- 介護者の方が「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されたことを知っているかについては、「知っていた」(37.2%)、「知らなかった」(62.8%)であった。
- 介護者の方が介護(介助)にあたりどのような悩みや不安があるかについては、身体:「介護用品や医療費など経済的な負担が大きい」(33.7%)、知的:「ストレスや緊張感など精神的な負担が大きい」(37.6%)、精神:「ストレスや緊張感など精神的な負担が大きい」(42.0%)、難病:「介護者自身の健康に不安がある」(33.8%)、高次:「介護者自身の健康に不安がある」(55.6%)、重心:「睡眠不足や疲労など身体的な負担が大きい」(64.3%)であった。
- 介護者の方が長期間(おおむね3か月程度)介護ができなくなった場合の対応については、「別の家族・親族に代わりを頼む」(身体:36.7%、知的:44.6%、精神:36.2%、難病:35.7%)で、高次:「短期入所(ショートステイ)を利用する」(54.5%)であった。
- 介護者の方が家族で介護(介助)する方の支援策として今後充実してほしいことについては、身体:「短期入所(ショートステイ)のできる施設の整備」(52.3%)、知的:「入所施設、グループホームの整備」(53.7%)、精神:「利用できるサービスの広報・案内」(47.9%)、難病:「利用できるサービスの広報・案内」(46.0%)、重心:「短期入所(ショートステイ)のできる施設の整備」(80.0%)、高次:「短期入所(ショートステイ)のできる施設の整備」(77.8%)であった。



# 13. サービス提供事業所

## 13-1. 事業所について

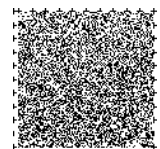
- サービス提供事業所の経営主体については、「株式会社・有限会社」(51団体)、「社会福祉法人」(39団体)、「NPO法人」(23団体)であった。
- サービス提供事業所の設立後経過年については、「21～29年」(41.6%)、「15～20年」(25.7%)であった。

## 13-2. サービスの提供について

- サービス提供事業所のサービスを提供する上での課題については、全体では、「人員が足りない(国の基準では人員が足りない)」(43.3%)、「量的に、利用者の希望どおり提供できていない」/「困難事例への対応が難しい」(35.0%)であった。
- サービス提供事業所が利用者やご家族の方から受ける相談や苦情については、「利用日などが希望どおりにならない」(26.7%)、「特にない」(25.0%)、「区役所などでの手続きが大変」(24.2%)であった。
- サービス提供事業所がスタッフの質の向上など人材を育成するために取り組んでいることについては、「法人内で、研修会を開催している」(80.8%)、「外部の研修会に、スタッフを参加させている」(74.2%)、「ケース会議等でスキルアップを図っている」(65.0%)であった。
- サービス提供事業所が障害福祉サービス等の質の向上を図っていく上で知識やスキルを拡充したいと思う分野については、全体では、「障害・難病についての基礎知識(障害等の概要、制度等)」(58.3%)、「障害のある方(難病含む)とのコミュニケーションスキル」(54.2%)、「保護者(ごどもの場合)・家族支援についてのスキル」(48.3%)であった。

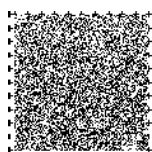
## 13-3. 事業所運営について

- サービス提供事業所を運営していく上での課題については、全体では、「スタッフの確保」(85.8%)、「スタッフの資質向上」(80.0%)、「事務作業量の軽減」(64.2%)であった。



- サービス提供事業所での虐待防止対策についての取り組みについては、社会福祉法人：「虐待防止に係る研修への参加」(89.7%)、一般社団法人・一般財団法人：「虐待防止に係る研修への参加」/「事業所内で虐待防止に係る研修・説明会の開催」(75.0%)、株式会社・有限会社：「虐待防止マニュアルの作成」(72.5%)、合同会社等：「虐待防止責任者の設置」/「虐待防止に係る研修への参加」/「事業所内で虐待防止に係る研修・説明会の開催」/「虐待防止マニュアルの作成」/「虐待防止連絡体制の整備」/「職員のメンタルヘルスのための研修を実施」/「職員にストレスチェックを実施」(100.0%)、その他：「事業所内で虐待防止に係る研修・説明会の開催」/「職員のメンタルヘルスのための研修を実施」(100.0%)であった。

- サービス提供事業所での災害時の対策についての取り組みについては、社会福祉法人：「定期的に避難訓練を実施」/「備蓄品の整備」(87.2%)、一般社団法人・一般財団法人：「定期的に避難訓練を実施」/「備蓄品の整備」(100.0%)、NPO法人：「定期的に避難訓練を実施」(78.3%)、株式会社・有限会社：「災害発生時対応マニュアルの作成」(74.5%)、合同会社等：「災害発生時対応マニュアルの作成」/「定期的に避難訓練を実施」/「備蓄品の整備」/「建物の耐震化」/「ロッカー、棚などの転倒防止措置」/「避難経路の確保」(100.0%)、その他：「災害発生時対応マニュアルの作成」/「備蓄品の整備」/「緊急連絡網の作成」(100.0%)であった。



# 14. しょうがいしゃだんたい 障害者団体

## 14-1. しょうがいしゃだんたい ちょうさけっか がいきょう 障害者団体の調査結果の概況

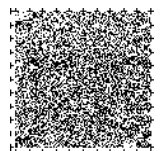
しょうがいしゃだんたい しょうがい かた ちいきせいかつ おく うえ かだいとう つぎ こうもく せいり きじゅつしき  
障害者団体へは、障害のある方が地域生活を送る上での課題等を、次の 10項目に整理し、記述式  
ちょうさ じっし  
での調査を実施した。

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ① す<br>住まい                                  | ② ふくし<br>福祉サービス                 |
| ③ しゅうろう<br>就労                               | ④ ほけん いりょう<br>保健・医療             |
| ⑤ ほいく きょういく<br>保育・教育                        | ⑥ せいかつかんきょう とう<br>生活環境(バリアフリー等) |
| ⑦ けいざいてきじょうきょう りようしゃ ふたんとう<br>経済的状況(利用者負担等) | ⑧ りかい こうりゅう<br>理解と交流            |
| ⑨ そうだんしえん じょうほうていきょうたいせい<br>相談支援・情報提供体制     | ⑩ た く ようぼうとう<br>その他(区への要望等)     |

また、2019/11/5～2019/11/19 の期間に 28団体への対面でのヒアリングを実施した。

きじゅつちょうさ だんたい けん いけん よ こべつじれい だんたい こべつ  
記述調査ならびに団体ヒアリングでは、492件の意見が寄せられた。※個別事例や団体での個別

たいおう のぞ  
対応などは除く



## しょうがいしゃだんたい おも いけん 障害者団体の主な意見

### ①<sup>す</sup>住まい

- ・ グループホームが<sup>すく</sup>少ない。
- ・ <sup>みんかん</sup>民間の借家を<sup>か</sup>借りることが<sup>けいざいめん</sup>経済面から<sup>ひじょう</sup>非常に<sup>こんなん</sup>困難。

### ②<sup>ふくし</sup>福祉サービス

- ・ 65歳<sup>さい</sup>になり<sup>しょうがいふくし</sup>障害福祉サービスから<sup>かいご</sup>介護サービスの<sup>たいしやう</sup>対象<sup>さい</sup>になった<sup>じ</sup>際、<sup>じこふたん</sup>自己負担が<sup>わりはっせい</sup>1割発生<sup>こと</sup>することが<sup>もんだい</sup>問題<sup>なる</sup>になる。
- ・ ヘルパーの<sup>ぎじゆつこうじやう</sup>技術向上の<sup>しどう</sup>指導<sup>してほしい</sup>をしてほしい。

### ③<sup>しゅうろう</sup>就労

- ・ <sup>こやう</sup>雇用した<sup>きぎやう</sup>企業と<sup>しゅうろう</sup>就労したい<sup>ほんにん</sup>本人の<sup>まっちんぐ</sup>マッチングが<sup>らまくい</sup>うまくい<sup>かない</sup>かないことがある。
- ・ <sup>いっぱんきぎやう</sup>一般企業に<sup>さいやう</sup>採用されるも、<sup>じっさい</sup>実際の<sup>げんば</sup>現場では<sup>りかい</sup>理解が<sup>ふそく</sup>不足<sup>ていちゃく</sup>しているため<sup>ていちゃく</sup>定着<sup>につながら</sup>につながらない。

### ④<sup>ほけん</sup>保健・<sup>いりやう</sup>医療

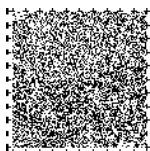
- ・ <sup>いりやう</sup>医療と<sup>ふくし</sup>福祉が<sup>そうごてき</sup>相互的に<sup>れんけい</sup>連携<sup>よ</sup>できると<sup>かんが</sup>良いのではと<sup>かんが</sup>考える。
- ・ <sup>ほけんじよ</sup>保健所での<sup>けんこうしんだん</sup>健康診断<sup>つづ</sup>は<sup>つづ</sup>続けて<sup>ほしい</sup>してほしい。

### ⑤<sup>ほいく</sup>保育・<sup>きやういく</sup>教育

- ・ <sup>はったつしょうがい</sup>発達障害の<sup>こ</sup>子どもが<sup>ふ</sup>増えているので、<sup>じどうはったつしえんじぎやうしよ</sup>児童発達支援事業所の<sup>ていりん</sup>定員<sup>ふ</sup>を増や<sup>してほしい</sup>してほしい。
- ・ <sup>いりやうてき</sup>医療的ケアが<sup>ひつやう</sup>必要な<sup>こ</sup>子を受け入れる<sup>う</sup>側の<sup>い</sup>理解と、<sup>がわ</sup>親の<sup>りかい</sup>側の<sup>りかい</sup>理解の、<sup>りやうほう</sup>両方が<sup>ひつやう</sup>必要<sup>である</sup>である。

### ⑥<sup>せいやうかんきやう</sup>生活環境(バリアフリー等)<sup>とう</sup>

- ・ <sup>おとな</sup>大人のおむつ<sup>こうかん</sup>交換の<sup>ひつやう</sup>ベッド(ユニバーサルベッド)が<sup>ひつやう</sup>必要。
- ・ <sup>ちやうかくしょうがいしゃ</sup>聴覚障害者は、<sup>ほうそう</sup>放送が<sup>き</sup>聞こえないので、<sup>じやうほう</sup>情報の<sup>しかくか</sup>視覚化を<sup>すいしん</sup>推進<sup>してほしい</sup>してほしい。



## ⑦経済的状況(利用者負担等)

- ・ おや な けいざいてきふあん おお  
親亡きあとの経済的不安が大いにある。
- ・ きんせんかんり にがて どうじしゃ おお  
金銭管理が苦手な当事者が多い。

## ⑧理解と交流

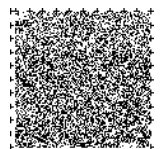
- ・ しょうがいしゃ とくせい そんざい ちい おお かた し たいせつ かんが ちいき  
障害者の特性(存在)を小さいころから多くの方<sup>おお</sup>に知<sup>し</sup>っていただくことが大切<sup>たいせつ</sup>であると考<sup>かんが</sup>える。地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>
- ・ れんけい ちいき しょうがいくせい へつたつしょうがい じへいしょう りかい すす どうじしゃ せいかつ  
連携、地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>での障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>特<sup>とく</sup>性<sup>せい</sup>(発<sup>は</sup>達<sup>たつ</sup>障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>／自<sup>じ</sup>閉<sup>へい</sup>症<sup>しょう</sup>など)の理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>が進<sup>すす</sup>むこと<sup>こと</sup>で、当<sup>どう</sup>事<sup>じ</sup>者<sup>しゃ</sup>が生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>しやす<sup>やす</sup>く  
な<sup>な</sup>って<sup>て</sup>い<sup>い</sup>く。
- ・ まだまだ障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>が理<sup>り</sup>解<sup>かい</sup>さ<sup>さ</sup>れて<sup>て</sup>い<sup>い</sup>ない<sup>ない</sup>の<sup>の</sup>が現<sup>げん</sup>実<sup>じつ</sup>な<sup>な</sup>ので、地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>住<sup>ぢゅう</sup>民<sup>みん</sup>にも<sup>も</sup>つと知<sup>し</sup>って<sup>て</sup>も<sup>も</sup>ら<sup>ら</sup>い<sup>い</sup>たい。

## ⑨相談支援・情報提供体制

- ・ きかんそうだんしえん せっち のぞ  
基<sup>き</sup>幹<sup>かん</sup>相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>セ<sup>せ</sup>ン<sup>ん</sup>ター<sup>た</sup>ー<sup>た</sup>が設<sup>せ</sup>置<sup>ち</sup>さ<sup>さ</sup>れる<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>を望<sup>のぞ</sup>む。
- ・ こうじのうき のしょうがい べんきょうかい おこな おお ひと しゅうち  
高<sup>こう</sup>次<sup>じ</sup>脳<sup>のう</sup>機<sup>き</sup>能<sup>のう</sup>障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>の勉<sup>べん</sup>強<sup>きやう</sup>会<sup>かい</sup>な<sup>な</sup>ど行<sup>おこな</sup>い、多<sup>おお</sup>く<sup>く</sup>の<sup>ひと</sup>人<sup>しゅうち</sup>に周<sup>しゅう</sup>知<sup>ち</sup>を<sup>ち</sup>して<sup>て</sup>も<sup>も</sup>ら<sup>ら</sup>い<sup>い</sup>たい。

## ⑩その他(区への要望等)

- ・ しょうがいふくし かいごほけん いったいか ふくしそうごうしえんまどぐち  
障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>福<sup>ふ</sup>祉<sup>し</sup>と介<sup>かい</sup>護<sup>ご</sup>保<sup>ほ</sup>険<sup>けん</sup>な<sup>な</sup>どを<sup>を</sup>一<sup>い</sup>体<sup>たい</sup>化<sup>か</sup>し<sup>し</sup>た<sup>た</sup>福<sup>ふ</sup>祉<sup>し</sup>総<sup>そう</sup>合<sup>ごう</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>窓<sup>まど</sup>口<sup>ぐち</sup>が<sup>が</sup>あ<sup>あ</sup>つ<sup>つ</sup>ても<sup>も</sup>よ<sup>よ</sup>い<sup>い</sup>の<sup>の</sup>か<sup>か</sup>も<sup>も</sup>し<sup>し</sup>れ<sup>れ</sup>な<sup>な</sup>い。
- ・ さいがいじ ひなん ひなんじょ いどう せいかつ ふあん のこ  
災<sup>さい</sup>害<sup>がい</sup>時<sup>じ</sup>の避<sup>ひ</sup>難<sup>なん</sup>に<sup>に</sup>つ<sup>つ</sup>いて、避<sup>ひ</sup>難<sup>なん</sup>所<sup>じょ</sup>へ<sup>へ</sup>の移<sup>い</sup>動<sup>どう</sup>、生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>に<sup>に</sup>不<sup>ふ</sup>安<sup>あん</sup>が<sup>が</sup>残<sup>のこ</sup>る。





れいわがんねんど  
令和元年度

こうとうく ちいきせいかつ かん ちょうさほうこくしよ がいようばん  
江東区 地域生活に関する調査報告書 概要版

こうとうくしょうがいしゃじったいちょうさ  
(江東区障害者実態調査)

いんきつぶつとうろくばんごう  
印刷物登録番号 (31) 85号

れいわ ねん がつ  
令和2年3月

へん しゅう はつ こう  
編集・発行

こうとうく ふくしぶ しょうがいしゃしきくか  
江東区 福祉部 障害者施策課

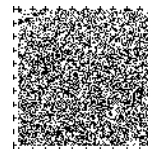
〒135-8383 とうきょうとこうとうくとうよう  
東京都江東区東陽4-11-28

TEL. 03-3647-4749 FAX.03-3699-0329

く  
区ホームページ <https://www.city.koto.lg.jp>

へんしゅうきょうりよく いんさつ  
編集協力・印刷

とうきょうと かぶしきがいしゃ  
東京都ビジネスサービス株式会社







## 令和3年度 障害者週間関連イベント等について

毎年12月3日から9日は「障害者週間」と障害者基本法で定められており、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。

これにあわせ、今年度、障害者施策課では下記1～4のイベント等を実施した。

### 記

#### 1 江東図書館 障害者週間展示コーナー

【日程】11月19日（金）～12月17日（金）

【場所】区立江東図書館

【内容】障害者週間の特設展示コーナーを設置し、障害に関する書籍の紹介、江東区コミュニケーションハンドブックや関連リーフレットの配布を行った。



## 2 アートパラ深川絵馬神輿展示

【日程】12月2日（木）～12月15日（水）

【場所】江東区役所本庁舎 2階区民ホール

【内容】アートパラ深川において制作した絵馬神輿を庁内に展示した。



## 3 障害者施設・団体紹介動画公開

【日程】12月3日（金）～公開中

【場所】江東区公式 YouTube ※この QR コードからご覧いただけます→



【内容】区内の障害者施設・障害者団体の活動を紹介する動画（約40分）を制作し、区公式 YouTube で公開している。

（障害者福祉大会中止による代替事業として実施）



4 koto ハートフルアート展入選作品展示会 in 豊洲

【日程】12月16日（木）～12月21日（火）

【場所】豊洲文化センター 1階ギャラリー

【内容】koto ハートフルアート展に入選した49作品のレプリカ展示のほか、前述の障害者施設・団体紹介動画の放送、江東区コミュニケーションハンドブック等の配布を行った。



令和2年4月1日施行  
江東区手話言語の普及  
及び障害者の意思疎通の  
促進に関する条例

区では、様々なコミュニケーション手段を整備しています！

1 コミュニケーションハンドブック

日常生活だけでなく、災害時にも役立つ、指差しでコミュニケーションをとることのできるハンドブックを区役所、出張所などで配布しています。知的障害のある方、聴覚に障害のある方、相手に意思を伝えることが難しい方とのコミュニケーションにご使用ください。



2 ヒアリングループの設置

補聴器などに内蔵される磁器誘導コイルや専用の受信機を使って音声を聞くことのできる難聴者の補聴援助システムを障害者支援課身体障害相談係（防災センター2階14番）に設置しています。窓口でのお手続きの際にご利用ください。



3 筆談ボードの設置

聴覚に障害がある方、言葉をうまく話せない方とのコミュニケーションを円滑に図るため、区役所・出張所の窓口で筆談ボードを設置しています。窓口でのお手続きの際にご利用ください。



手話・点字・音訳・要約筆記の活動を行うサークルや講習会があります

関心のある方は江東ボランティア・センターへお問い合わせください。

1 団体名

- ① 手話サークル「江東」
- ② 江東手話ボランティア虹
- ③ 点訳「しんせい」
- ④ 江東区点字サークル 木曜会
- ⑤ 音訳グループ 樹会
- ⑥ 音訳ボランティア鈴の会
- ⑦ 江東区要約筆記者の会

2 手話講習会

- ① 入門・基礎コース（昼・夜）全41回
- ② 手話通訳Ⅰコース（昼・夜）全41回
- ③ 手話通訳Ⅱコース（昼・夜）全42回
- ④ 養成コース（午前）全33回



江東ボランティア・センター  
電話 03-3645-4087  
FAX 03-3699-6266

（発行）江東区障害福祉部障害者施策課  
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28  
電話：03-3647-4749 FAX：03-3699-0329  
メール：shisaku-k@city.koto.lg.jp



印刷物登録番号 ( ) 号  
禁無断転載©東京法規出版

コミュニケーションを通じて、  
**誰もが**  
安心して心豊かに  
暮らせるまちへ

- 手話
- わかる
- こんにちは
- ありがとう
- うれしい

各ページに記載されている、音声コードを音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS / Android) または視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) で読み取ることで、文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストにて画面表示されます。  
お持ちのスマートフォン・タブレットに、音声コードリーダーアプリ「Uni-Voice」(iOS / Android) または視覚障害者向けアプリ「Uni-Voice Blind」(iOSのみ) のインストールが必要です。



# 条例にはどんな内容が書かれているの？

## 目的

- 1 手話が言語であることの普及
- 2 障害特性にあったコミュニケーション手段の環境を整備  
→誰もが障害の有無にかかわらず、互いに理解しあい共生する地域社会の実現を目指します。



## 3つの基本理念があります

- 1 手話は言語であること
- 2 だれもが互いに理解しあい、その人格と個性を尊重すること
- 3 障害者がコミュニケーションを円滑に図る権利を尊重すること

## 立場ごとに責務・役割があります

### 1 区の責務

- 1 手話は言語であることを普及すること  
たとえば……手話に関するパンフレットの発行、区報での普及啓発、手話講習会の開催など。
- 2 障害者がコミュニケーションを円滑に行い、必要な情報を取得できるよう、施策を推進すること  
たとえば……障害特性に応じたコミュニケーションツールの整備、手話通訳者・要約筆記者の派遣など。



### 2 区民の役割

- 1 基本理念への理解を深めること  
たとえば……障害者のコミュニケーション手段へ興味を持つこと。障害特性にあったコミュニケーション手段（筆談、身振り、簡単な言葉など）で障害者とコミュニケーションをとること。
- 2 区が推進する施策の協力を努めること  
たとえば……手話講習会などの障害者のコミュニケーション手段を習得する機会に参加すること。

### 3 事業者の責務

- 1 基本理念への理解を深め、区が推進する施策の協力を努めること  
たとえば……障害特性にあったコミュニケーション手段（筆談、身振り、簡単な言葉など）でのコミュニケーションなどの合理的配慮を行うこと。
- 2 手話は言語であることを普及し、障害者のコミュニケーション手段の環境整備に努めること  
たとえば……説明会、研修などへの手話通訳者の配置、筆談ボードやコミュニケーションボードの設置など。

## 条例のPR動画を配信しています！

この条例を多くの方に知っていただくため、PR動画を区の公式YouTubeで配信しています。右の二次元コードから、ぜひご覧ください！



## 主な障害の特性と、コミュニケーションに必要な配慮を紹介します！

### 1 聴覚障害

全く聞こえない場合から聞こえにくい場合まで、聴力の程度は様々です。失聴した時期や聞こえ方の程度などにより、「ろう者」「中途失聴者」「難聴者」などに分けられます。すべての聴覚障害者の方が手話を理解できるとは限りません。外見で判断しづらい点も特徴です。

#### 例えば、こんな配慮を…

- ・正面から、口の動きや表情がわかるように話しかけましょう。
- ・言葉のまとまりごとに区切って、ゆっくり明確に発音しましょう。
- ・複数の人が一度に話さないようにしましょう。

#### 効果的なコミュニケーション手段（例）

手話、筆談（短い文、矢印や図表）、要約筆記、身振り、口話

### 2 視覚障害

全盲や弱視からなる「視力障害」および、視野や色の識別に制限がある「視野障害」「色覚障害」、光の変化に対応しづらい「光覚障害」があり、種別や程度が人によって異なります。点字が読めない方もいます。

#### 例えば、こんな配慮を…

- ・白杖を高く掲げている人を見かけたら、声をかけましょう。
- ・いきなり身体には触れず、まずは前方からやさしく声をかけてください。
- ・「あれ」「こちら」などの指示語ではなく、前後・左右や時計の針（本人の正面が12時）で表現しましょう。

#### 効果的なコミュニケーション手段（例）

点字、音訳、代筆・代読、拡大文字



### 3 知的障害

複雑な話や抽象的な概念、数の概念を理解しにくい傾向があります。自分の意思を伝えたり相手の言葉や気持ちを理解したりすることが苦手で、一度にたくさんを言われたり強い口調で話しかけられたりすると、どうしていいかわからなくなる方もいます。

#### 例えば、こんな配慮を…

- ・わかりやすい言葉でゆっくり丁寧にやさしく話しましょう。
- ・混乱している方やうまく言葉を発することができない方には、ゆっくり考えてよいことを伝えてください。

#### 効果的なコミュニケーション手段（例）

絵・写真・図、身振り、簡単な表現



### 4 精神障害

統合失調症やうつ病などにより、ストレスに弱く、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。

#### 例えば、こんな配慮を…

- ・強い口調や大きな声は避け、安心感を与えるよう穏やかに話しましょう。
- ・ゆっくり、わかりやすく簡潔な説明を心がけ、必要に応じて繰り返し伝えてください。



### 5 発達障害

自閉症やADHDなど、脳機能の発達に関する障害であり、他人と関係を築くことやコミュニケーションを取る手が手な方が多く、外見からは障害がわかりづらい点も特徴です。

#### 例えば、こんな配慮を…

- ・遠回しな言い方や抽象的な表現は避け、できるだけ具体的に伝えてください。
- ・当事者のペースに寄り添い、安心して話せる雰囲気や静かな環境を整えましょう。



### 6 その他の障害

病気やケガなどで、脳や肢体、発声器官などに障害を抱え、日常動作や会話、感情表現が困難な方がいます。障害が重複しているケースもあります。

#### 例えば、こんな配慮を…

- ・困っている様子を察したら、まずは積極的に話しかけ、状況や意思を確認してみてください。

#### 効果的なコミュニケーション手段（例）

絵、図、情報機器、重度障害者用意思伝達装置